

市第 122 号議案

全国自治宝くじ事務協議会設置団体の増加及び同協議会
規約の一部変更についての協議

次のように全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数を増加し、及び同協議会規約の一部を変更することについて関係都道府県及び市と協議する。

平成22年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

- 1 協議会に新たに加わる普通地方公共団体
相模原市

- 2 協議会規約の変更

全国自治宝くじ事務協議会規約（昭和30年 3 月 1 日議決）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 2 号中「岡山市」の次に「、相模原市」を加える。

附 則

この規約は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

全国自治宝くじ事務協議会への相模原市の加入及びこれに伴い同協議会規約の一部を変更することについて関係都道府県及び市と協議したいので、地方自治法第 252 条の 6 の規定により提案する。

参 考

全国自治宝くじ事務協議会規約（抜粋）

（上段 変更案
下段 現 行）

（協議会を設ける地方公共団体）

第 3 条 協議会は、次に掲げる都道府県及び市（以下「関係地方公共団体」という。）が、これを設ける。

（第 1 号省略）

- (2) 京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、北九州市、札幌市、川崎市、福岡市、広島市、仙台市、千葉市、さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市、相模原市

地方自治法（抜粋）

（協議会の設置）

第 252 条の 2 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、若しくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、又は広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。

- 2 普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 第 1 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会

を設ける場合は、この限りでない。

(第 4 項から第 6 項まで省略)

(協議会の組織の変更及び廃止)

第 252 条の 6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第 252 条の 2 第 1 項から第 3 項までの例によりこれを行わなければならない。